

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年1月13日（平成28年（行個）諮問第6号）

答申日：平成28年7月13日（平成28年度（行個）答申第62号）

事件名：本人が申告した事案に関して特定事業者からの事情聴取内容が記載された文書等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、不開示とした決定については、文書1及び文書2に記録された保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたことは、結論において妥当であり、文書3に記録された保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、中部運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成24年7月27日付け中運総総第140号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 職員AとBは、特定年月日D事情聴取時に整備事業者がリアパット代金の不正請求を認めた際の聴取内容を記録した公文書「特定事業者からの事情聴取内容」を改ざんして整備事業者の不正請求を隠蔽したのは違法。

イ 特定年月日E行政相談の回答について中部運輸局は事情聴取を実施した職員Aに事情聴取内容と違う内容で私に口頭報告し評価事務所には同じ内容を文書により回答せよと教示し、不正請求を「整備記録簿記載誤り、リアブレーキパット部品請求間違いであった」と改ざんすることで整備事業者の不正請求の証拠（部品出庫伝票）を隠蔽する公文書を作成させたのは違法。

ウ 決裁文書「特定事業者にかかる行政評価事務所への回答について」

の中で（平成19年）4月16日評価事務所に回報したと明記してある。

## （2）意見書

ア 国土交通大臣は、処分庁が事業者に対し本件事案を民事事件で決着をつけろと指示をしたと報告させた。民事に介入させて違法行為の隠滅を謀った。

イ 諮問庁は、不都合な諮問事案を大臣・政務官に隠蔽している。

ウ 諮問庁は、諮問事件に関し内容に虚偽の記載がある理由説明書を作成して私に送付する違法行為を行った。

エ 処分庁は、違法・不法行為を行った職員がいるのを知っていながら法令に基づく措置をする責務を果たしていない。

オ 処分庁は、特定年月日D書類調査を適正に処理せずに事情聴取では事業者の言い分を鵜呑み。

カ 天下りOB（特定協会専務理事M，元支局長，中部運輸局自動車交通部旅客第一課長）は、事業者社長の要請を受け、OBの威力を悪用し事案の情報を入手した。専務理事は事業者に対し内容に虚偽の記載がある処分庁特定年月日F付「報告書」及び特定年月日H付「報告書」を作成させて処分庁あて提出させた。処分庁は内容虚偽の改善報告を無視・黙殺した。

キ 処分庁は、事業者の違反事実（特定年月B車検時の不当請求，特定年月A車検時の契約不履行・架空請求・詐欺。虚偽の陳述（車両法100条違反，違反点数60点），概算見積書の未交付等違反，違反点数6点，指定整備記録簿の虚偽記載，違反点数30点）及び他のユーザーに対する違反事実（架空請求等）に対する措置を無視・黙殺している。

ク 処分庁は、特定年月日G付で特定事業者に対する処分に関しては特定事業者の違反事実（行政処分・事業停止）を改ざんして違反事実を文書警告とする警告書を発出した。

ケ 以上のことから、処分庁は事業者に対し事実を記載した報告書の提出指示。事業者に対し法令に基づく適正な行政処分（虚偽の陳述等）と適正な行政処分の公表をしていない。

処分庁は、行うべき義務を果たさずに役所と事業者の違法行為を隠蔽するために国民からの情報公開請求に対し行政文書不開示決定理由を法8条の規定を悪用する違法行為を繰り返している。

諮問庁が諮問できなかつた事案11件を不当に放置してあるのは、諮問庁と処分庁の違法・不当行為を隠蔽し、諮問庁と処分庁が行うべき義務を果たしていない証拠書類である。

コ 特定事業者は、社長と社員の違法行為を認めて私に心から陳謝した。

諮問庁には、当該事案の情報公開請求が個人情報であることを理由に用いればこ奴（大臣，政務官）は見抜けないと値踏みする職員が存在する。

諮問庁と処分庁の職員が違法・不当行為を繰り返しているのは明らかであるにもかかわらず、国土交通大臣，自動車局局長，中部運輸局長は、当該職員の監督責任を放棄している事実を認めて私に陳謝せよ。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し別紙の1に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めて行われたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、文書1ないし文書3に対して、開示請求書の記載事項では開示請求に係る保有個人情報の特定ができないため、法13条3項の規定に基づき審査請求人に補正を求めたものの、審査請求人からの回答では開示請求に係る保有個人情報の特定ができなかったため、文書1及び文書2について、開示請求に形式上の不備があるとして不開示決定、文書3について、これを保有していないとして不開示決定（原処分）を行った。
- (3) 原処分を受け、審査請求人は、原処分を取り消し、文書の開示を求め審査請求を行ったものである。

#### 2 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、原処分における文書特定について不服を述べていると解されることから、以下、その点について検証する。

##### (1) 文書1について

処分庁によると、文書1は、特定事業者が行った審査請求人に係る車検に関して、三重運輸支局が特定事業者から事情聴取した内容を記載した文書が考えられたが、同文書には、特定年月A車検時リアパット代金を不正請求したと特定事業者が認めた聴取内容が記録されていないことから、審査請求人に対し、「特定年月A車検時リアパット代金を不正請求したと特定事業者が認めた聴取内容を記録してある」の部分は事実と相違するので当該部分を削除した場合、別紙の2に掲げる文書①を開示することが可能である旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、審査請求人は誤字の修正を行うのみで、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、不開示決定を行ったと説明する。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不

備が補正されないとして、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であるとする。

(2) 文書2について

処分庁によると、文書2は、特定事業者が行った審査請求人に係る車検に係る相談事案の回答について、三重運輸支局整備担当者が中部運輸局整備課の担当者を確認した「特定年月日E付けFAX文書「行政相談について」及び「審査請求人回答」が考えられたが、同文書には、回答内容を事実でないことを事実のように記述してあるとの記録はなく、同文書の日付も、請求書に記載されている特定年月日Cではなく、特定年月日Eであることから、審査請求人に対し、「回答内容を事実でないことを事実のように記述してある」の部分は事実と相違するので当該部分を削除し、「特定年月日C」を「特定年月日E」に補正された場合、別紙の2に掲げる文書②を開示することが可能である旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、審査請求人から「特定年月日C」を「特定年月日E」に補正された補正回答書の提出があったものの、「回答内容を事実でないことを事実のように記述してある」について補正がなされなかったため、不開示決定を行ったと説明する。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないとして、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であるとする。

(3) 文書3について

処分庁によると、文書3は、平成19年4月6日付けで総務省三重行政評価事務所から送付された事務連絡「行政相談連絡表」に対する平成19年5月16日付け事務連絡「行政相談連絡の回報について」が考えられたが、同文書の日付は、請求書に記載されている平成19年4月16日ではなく、平成19年5月16日であることから、審査請求人に対し、「平成19年5月16日付け行政相談連絡の回報について」に補正された場合、別紙の2に掲げる文書③を開示することが可能である旨教示し、法13条3項に基づき、相当の期間を定めて開示請求書の補正を求めた。

同補正の求めに対し、上記補正を求めた部分について補正がなされなかったため、不開示決定を行ったと説明する。

相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、開示請求書の不備が補正されないとして、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行ったことは妥当であるとする。

(4) 口頭意見陳述について

審査請求人より、口頭意見陳述の申し立てがあったため、申立人に

対して口頭で意見を述べる機会を設けた。口頭意見陳述による主張はおおむね以下のとおりである。

ア 私は何も言うことはありません。参考人の意見陳述を聞きたい。

イ 開示請求をすると虚偽記載はない。質問書を出しても回答がない。

補正書を書いてこいと言われ、補正書に回答しなかったら、不開示にされる。

### 3 結論

以上のことから、諮問庁としては、保有個人情報の特定ができないことから、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、審査請求人より、保有個人情報特定に足りる事項の補正がなされなかったため、開示請求に係る保有個人情報の特定できなかつたとして不開示とした原処分は、妥当であるとする。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月16日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月20日 審議
- ⑤ 同年7月11日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、文書1ないし文書3について、本件の開示請求書に記載された文書名では本件請求保有個人情報（請求文書）の特定が不十分であるとして補正通知を送付して文書特定を求めたが、審査請求人からの回答では本件請求保有個人情報の特定ができず、文書1及び文書2について、開示請求に形式上の不備があることを理由として不開示、文書3について、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分を取り消し、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の開示を求めるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

#### 2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、開示請求書の記載では開示を求める本件請求保有個人情報（請求文書）が特定できないと判断した経緯・事情等について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 文書1について

開示請求書には、審査請求人が開示を求める文書1について、具体的な文書名が記載されている外、文書の内容に「特定年月A車検時リアパット代金を不正請求したと特定事業者が認めた聴取内容を記載してある」などという条件が付されている。当該条件がなければ、保有している別紙の2に掲げる文書①が対象文書に該当するが、審査請求人が開示を求めているのは、文書①とは別の当該条件が付された文書であると考えられたので、いずれか確認するため、文書①であれば開示可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、審査請求人は誤字の修正を行うのみで、当該条件への回答が得られなかったため、文書特定ができないと判断した。

#### イ 文書2について

開示請求書には、審査請求人が開示を求める文書2について、具体的な文書名が記載されている外、文書の内容に「回答内容を事実でないことを事実のように記述してある」などという条件や「特定年月日C」という日付が付されている。当該条件の記載がなく、日付についても、「特定年月日C」ではなく「特定年月日E」とする場合には、保有している別紙の2に掲げる文書②が対象文書に該当するが、審査請求人が開示を求めているのは、文書②とは別の当該条件等が付された文書であると考えられたので、いずれか確認するため、文書②であれば開示可能である旨教示して補正を求めた。しかしながら、審査請求人からは、「特定年月日C」を「特定年月日E」に修正することのみの回答しか得られなかったため、文書特定ができないと判断した。

#### ウ 文書3の保有の有無について

審査請求人は、別途の開示請求により開示を受けた「特定事業者にかかる行政評価事務所への回答について」という決裁文書中に、「平成19年4月16日に評価事務所に回報した」と明記してあるので、文書3に該当する文書が存在するはずである旨主張している。

しかしながら、審査請求人が指摘する当該決裁文書中の「4月16日」の記載は「5月16日」の誤記であり、平成19年4月16日に三重運輸支局から三重行政評価事務所に回報した事実はなく、そのため、文書3に該当する文書は保有していない。

また、念のため事務室内、書庫等の探索を行ったが当該文書は発見できなかった。

#### エ 特定事案に関する文書の保有状況について

特定事案は、もともと、審査請求人と特定事業者との間にトラブルが生じたことに端を発し、審査請求人が三重運輸支局や総務省の行政評価事務所に苦情相談を行った事案である。

特定事案の関係文書については、過去に審査請求人が何度も開示請求を行っており、中部運輸局において保有する別紙の2に掲げる文書①及び文書②についても、別件開示請求により審査請求人に開示済みである。また、過去に審査請求の対象となったことなどの経緯から、数次にわたり、特定事案の関係文書の徹底的な探索が行われており、文書①及び文書②と同一名称の別の文書を保有していないことは、確認済みである。

(2) 上記(1)の諮問庁の説明を踏まえ、以下、検討する。

ア 諮問庁は、上記(1)ア及びイのとおり、審査請求人が開示を求める文書1及び文書2には、特定の条件が付されていて、文書①及び文書②とは別の文書と考えられたので、確認のため補正を求めたが、審査請求人から文書特定に係る回答が得られなかったため、文書不特定と判断した旨説明する。

イ また、諮問庁は、文書①及び文書②については、既に別件開示請求により審査請求人に開示済みであり、さらに、これら文書と同一名称の別の文書を保有していないことは、徹底した探索によって確認している旨説明する。

ウ 本件開示請求書を見ると、文書1及び文書2については、具体的な文書名に特定の条件が付加されているところ、上記諮問庁の説明からすると、審査請求人は、既に開示を受けて入手済みの文書名を自ら示しつつ、あえてこれらの文書に特定の条件を付け加えているものと認められる。そうすると、本件開示請求において審査請求人が開示を求める文書1及び文書2は、中部運輸局において保有する文書①及び文書②ではなく、それとは別の文書であることは明らかである。

そして、文書①及び文書②と同一名称の別の文書を保有していないことについては、徹底した探索によって確認されているのであるから、中部運輸局において、文書1及び文書2を保有しているとは認められない。

したがって、文書1及び文書2に記録された保有個人情報の開示請求につき、形式上の不備があるとして不開示とした原処分については、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定をする実益はないので、結論において妥当である。

エ 審査請求人が開示を求める文書3について、上記(1)ウの諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

よって、文書3に記録された保有個人情報の開示請求につき、こ

れを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約3年5か月を経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、本件請求保有個人情報の不開示理由からしても、審査請求から諮問までにそれほど長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、文書1及び文書2に記録された保有個人情報について、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とし、文書3に記録された保有個人情報について、これを保有していないとして不開示とした決定については、文書1及び文書2に記録された保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示としたことは結論において妥当であり、文書3に記録された保有個人情報につき、中部運輸局においてこれに該当する保有個人情報を保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 愼美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

文書1 特定年月日D特定事業者が国（三重運輸支局整備課AとB）に対し嘘をつかずに特定年月A車検時リアパット代金を不正請求したと特定事業者が認めた聴取内容を記載してある行政文書  
「特定事業者からの事情聴取内容」

文書2 中部運輸局整備課の教示を受け三重運輸支局整備課Aが審査請求人の申告内容（特定事業者は特定年月A車検時にフロントパットを交換していない不正請求をした）をお申し出の件と記述及び回答内容を事実でないことを事実のように記述してある  
特定年月日E付けFAX送信状 行政相談について及び「審査請求人回答」

文書3 平成19年4月16日付けで三重運輸支局より三重行政評価事務所に行政相談連絡について（回答）を行った文書

### 2 中部運輸局において保有している文書

文書① 特定事業者からの事情聴取内容

文書② 特定年月日E付けFAX文書「行政相談について」及び「審査請求人回答」

文書③ 平成19年5月16日付け行政相談連絡の回報について